

(1) 建築物石綿含有建材

法改正により令和5年10月1日より以降の工事から「建築物石綿含有建材調査者」「石綿作業主任者」「石綿取扱作業従事者」の資格が必要になります。

ルームエアコンを設置する場合、これら全ての資格が必要になると思われます。

現場での事前調査も無く、ルームエアコンを設置するケースがほとんどですが、現場では下記作業が必要になると考えられます。

1. 現場に到着し、建築物石綿含有建物調査者として設置個所の建材の石綿の有無の確認
2. 石綿が含まれていた場合、石綿作業主任者として1人で設置する場合でも現場監督として現場管理が必要 「作業記録は40年間保存義務」
3. 石綿取扱従事者としてスリーブの穴あけ、背板のビス止めを、石綿が飛散しないように対策しながら実作業

<講習等実地センター>

- 建築物石綿含有建材調査者・石綿作業主任者

一般社団法人兵庫労働基準連合会「講習は2日間」

651-0096 神戸市中央区雲井通4丁目2番2号

TEL 078-231-6903 FAX 078-261-3305

- 石綿取扱従事者

コベルコ教習所 明石センター「講習は1日」

674-0063 明石市大久保町八木740

TEL 078-935-3831 FAX 078-935-0933

コベルコ教習所 尼崎センター

660-0086 尼崎市丸島町46-1

TEL 06-6413-3010 FAX 06-6413-3411

キャタピラー兵庫教習センター

675-1307 小野市菅田町南教習野739-14

TEL 0794-67-2211 FAX 079-67-2233

(2) テールゲートリフター 安全衛生特別講座

法改正により令和6年2月1日以降よりテールゲートが装着されている車両は全車両が対象になります。従って、軽トラ（貨物）も対象になります。

テールゲートリフターを操作するすべての者が特別教育を受けなければなりません。

現在（ZDS）全国電商連では、個人営業の場合は労働者ではないとの見解でしたので、義務はないが「知識と安全」を考えたら特別教育の受講も視野に入れても良いのでは、という見解です。

<講習等実地センター>

「講習は1日」

コベルコ教習所 明石センター

コベルコ教習所 尼崎センター

キャタピラー兵庫教習センター

※特に今必要なのが「石綿取扱作業従事者」です。

各センターに問い合わせをして、受講を検討してください。